

# 2023年度(令和5年度) 誠之奨学金 奨学生の募集要項

【追加募集分】

福山市教育委員会事務局  
(学校教育課学事課)

学習意欲のある学生生徒で、経済的な理由により高等学校等での修学が困難な者に対して、学資を貸与します。貸与された学資は卒業後、貸与を受けた人自身が返還することになります。

この学資の貸与を受ける学生を奨学生といいます。奨学生を希望する方は、申請資格、返還方法等を十分理解のうえ、申請してください。

貸与額(月額)		募集人数
国公立	10,000円	若干名
私立	20,000円	
申請期間	第1次募集	2023年(令和5年)5月25日まで
	第2次募集	2023年(令和5年)5月26日から8月31日まで
	第3次募集	2023年(令和5年)9月1日から11月24日まで
<ul style="list-style-type: none"> <li>貸与期間は貸与決定の月から高等学校等の最短修業年限の満了まで。</li> <li>申請者が多数の場合は定員になり次第申請を締切ります。</li> </ul>		

※ 申請期間中の土・日・祝日は除く。

無利子

## 1 申請資格

- 保護者<sup>(注1)</sup>又は本人(本人については、独立生計者に限る)が福山市内に居住しており<sup>(注2)</sup>、学校教育法に規定する高等学校・高等専門学校に在学する者であること。
- 学習活動その他生活全般の態度・行動が優れ、経済的理由により修学が困難な者で、出身の中学校長が推薦する者であること。
- 他の団体、個人等から奨学金等の貸与、給付を受けていない者であること。
- 本人の属する世帯の1年間の総所得金額が、〔別紙〕奨学生選考基準要領(抜粋)別表1〕以下であること。<sup>(注3)</sup>

★ 収入のめやす(父、母、国公立高校生(自宅通学)、中学生の4人世帯の場合)

① 給与収入(税込収入金額)	664万円
② 給与収入以外 (収入金額から必要経費を引いた金額)	291万円

※家族構成、年齢等の世帯の状況により異なります。

(注1) 保護者とは、申請者の親権を持つ者、後見人その他これに準ずる者をいう。

(注2) 保護者が法人である場合にあつては、主たる事業所の所在地が市内にあること。

(注3) 「独立行政法人日本学生支援機構奨学生選考基準」が変更された場合には、それに伴い福山市・誠之奨学金の奨学生選考基準要領を変更しますので、ご了承ください。

## 2 申請手続

### (1) 提出書類

- ① 奨学金貸与申請書
- ② 奨学生家庭状況調査表
- ③ 保護者又は本人（本人については独立生計者に限る。）の住民票記載事項証明書1通
- ④ 2021年(令和3年)分の所得証明書1通  
父と母双方の所得証明書，父母に代わって家計を支えている者がいる場合はその者の所得証明書  
転職等により，前年中途又は今年新たに収入に変動があった場合は，勤務先の年収見込証明書又は月収証明書等
- ⑤ 奨学生推薦調書  
卒業した中学校で作成  
※奨学生推薦調書は開封しないで提出してください。
- ⑥ その他
  - ・ [ (別紙) 奨学生選考基準要領 (抜粋) 別表3 ] の【特別控除額表】中，特別の事情 (3) ～ (6) に該当し，特別控除を受けようとする場合には，同表下段 (※) に記載した証明書の添付が必要となります。
  - ・ 申請者本人が独立生計の場合，申請者本人の社会保険被保険者証の写し及び所得を証する書類の添付が必要となります。

### (2) 提出方法

学事課に持参してください。

※郵送による申請は不可です。また，書類不備の場合は受理できませんので，添付書類などは十分確認してください。

## 3 選考及び決定方法

- (1) 申請書類に基づき，福山市奨学金審議会の意見を聴き，奨学生候補者を決定します。
- (2) 本人又は保護者への選考結果の通知は，申請の締切から2週間後頃となります。奨学生推薦調書を作成された学校長にも同時期に通知します。

## 4 奨学生候補者決定を受けた後の手続き

奨学生候補者決定通知受理後，14日以内に奨学生本人が「返還誓約書」に自署のうえ，連帯保証人2人が連署し，次の添付書類とあわせて提出してください。

なお，「返還誓約書」を提出されない場合，奨学生候補者の決定を取り消します。

- ① 在学証明書又は入学許可書の写し
- ② 連帯保証人の納税証明書
- ③ 連帯保証人の印鑑登録証明書

### 【注】連帯保証人の条件

- ① 奨学生と連帯して債務を保証する能力のある者。
- ② 2人のうち少なくとも1人は福山市内に居住していること。

③ 2人のうち1人は奨学生の保護者でも可能。

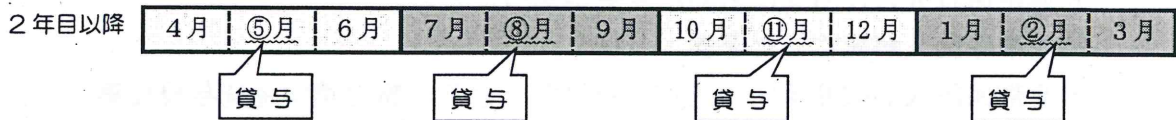
④ 2人は互いに別世帯，別生計であること。(原則同一住所は不可)

※連帯保証人が上記の条件を欠いた場合は，連帯保証人の変更が必要となります。

## 5 貸与方法

返還誓約書の提出の後，当初分は返還誓約書提出月の翌月15日前後に貸与する予定です。以降は3か月分をそれぞれ定められた月に貸与します。

※貸与の方法は指定口座への振込みとなります。(貸与月の15日前後)



## 6 貸与の解除及び一時休止

(1) 奨学生が次のような状況となった場合は，貸与を解除します。

① 奨学生の資格を欠いたとき。(保護者が市外へ転出したとき等)

② 奨学金の貸与を受けることを辞退したとき。

③ 詐欺その他不正な行為により，奨学金の貸与を受けたことが明らかとなったとき。

④ 奨学金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

(2) 奨学生が休学し又は停学になったときは，その翌月から復学した月の前月まで貸与を一時休止します。

(3) 奨学金の貸与を解除又は一時休止したときは，本人及び連帯保証人に通知します。

## 7 返還方法

返還は卒業後6か月を経過した翌月から開始となります。

貸与月額半額ずつを貸与(修学)期間の倍の期間で返還することになります。

返還方法は月賦で，口座振替です。

国公立⇒毎月 5,000円      私立⇒毎月10,000円

〈〈例〉〉 国公立高等学校3年間で貸与を受けた場合	
貸与額	月10,000円×12か月×3年=360,000円
返還期間	12か月×3年×2=72か月(6年)
返還額(月額)	360,000円÷72か月=5,000円

なお，奨学生が学校を卒業し，さらに上級の課程に入学し又は疾病その他特別の理由によって返還が困難なときは本人の申請(その事実を証することができる書類を添付)によって一定期間返還を猶予することができます。

※貸与を解除されたときは，福山市教育委員会教育長の指示に従い返還していただきます。

## 8 その他

次の場合は、遅滞なく福山市教育委員で異動の手続きが必要となります。

- ①本人が休学し、又は停学処分を受けたとき。
- ②本人が復学したとき。
- ③人が転学したとき。
- ④本人が退学したとき。
- ⑤本人が住所又は名前を変更したとき。
- ⑥連帯保証人の住所又は名前に変更があったとき。
- ⑦連帯保証人が死亡したとき。
- ⑧連帯保証人が破産手続の決定を受けたとき又は誠之奨学金貸与規程第7条第2項各号のいずれかに該当しなくなったとき。
- ⑨保護者の住所又は名前に変更があったとき又は保護者の変更があったとき。  
(奨学生に限る。)
- ⑩本人が返還完了前において死亡したとき。(連帯保証人が届けること。)

＜提出及び問い合わせ先＞

〒720 - 8501

福山市東桜町3番5号

福山市教育委員会事務局

学校教育課学事課

TEL(084)928-1169

## 奨学生選考基準要領（抜粋）

- 1 この要領は、福山市奨学資金及び誠之奨学金に関する奨学生の選考基準について定めるものとする。
- 2 年間の総所得が「収入基準額」（別表1参照）以下の者を選考の対象とする。  
 ※ただし、この要領に定める総所得とは次のとおりとする。
  - ・給与所得の場合は年間総収入額から給与所得の場合における控除額（別表2参照）と該当する特別控除額（別表3参照）を差引いた額とする。父母ともに給与所得の場合は、それぞれに給与所得控除ができるものとする。
  - ・給与所得以外の場合は年間総収入額から必要経費と該当する特別控除額（別表3参照）を差引いた額とする。
  - (1) 年間総収入額は、父と母双方の収入、又は父母に代わって家計を支えている者の1年間の年額（共働きの場合は、それぞれの収入の年額を合わせた金額）とする。
  - (2) 所得金額は前々年の所得による。  
 ※ただし、前年又は今年中途において、転職等で収入源に変動のあった場合は、次のとおり年間収入額を推定し所得を算定する。

- 給与所得の場合 ①勤務先の年収見込証明書  
 ②勤務先の月収証明書により推算  
 ③上記証明書がない場合は月収×12月＋一時金＝年収とする
- 給与所得以外の場合 家庭事情・家計状況・年収見込等本人の申請による

- (3) 以下（別表2）から（別表4）に記載している事項は「独立行政法人日本学生支援機構奨学生選考基準」に準じ、基準が変更された場合には、それに伴い福山市奨学資金・誠之奨学金の奨学生選考基準要領を変更する。

### 別表1【収入基準額表】（第一種）

福山市奨学資金（大学・短大対象）収入基準額

世帯人数（人）	1	2	3	4	5	6	7
金額（万円）	139	198	212	229	239	250	262

誠之奨学金（高校・高専対象）収入基準額

世帯人数（人）	1	2	3	4	5	6	7
金額（万円）	103	165	190	206	221	234	246

### 別表2【給与所得の場合における控除額】

年間収入金額	控除額
400万円以下の場合	年間収入金額×0.2+214万円
(ただし収入金額が268万円未満の控除額は収入金額と同額)	
400万円を超え781万円以下の場合	年間収入金額×0.3+174万円
781万円を超える場合	408万円

別表3【特別控除額表】

特別の事情		特別控除額 (万円)		
世帯を対象とする控除	(1)母子・父子世帯		99	
	(2)就学者のいる世帯 (児童・生徒・学生1人につき)	小学校	31	
		中学校	46	
			自宅通学	自宅外通学
	高等学校	国・公立	39	69
			私立	118
	高等専門学校	国・公立	1～3年次	69
			4・5年次	72
		私立	1～3年次	118
			4・5年次	116
	大学生	国・公立	121	21
		私立	133	80
	専修学校 (高等課程)	国・公立	69	9
		私立	118	8
専修学校 (専門課程)	国・公立	81	1	
	私立	147	02	
(3)障がいのある人がいる世帯 (別表4参照)	障がいのある人1人につき	99		
(4)長期に療養を要する人がいる世帯	療養のため経常的に特別な支出をしている年間の金額			
(5)主たる生計維持者が別居している世帯	別居のため特別に支出している金額ただし7.1万円を限度とする。	71		
(6)火災・風水害・盗難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るために基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があつて、将来長期に渡つて支出増大又は収入減になると認められる年間金額			

※(2)「就学者のいる世帯」(3)「障がいのある人がいる世帯」の控除は、出願者本人も含めます。

※該当する特別の事情が2つ以上ある場合はこれらを合わせ控除します。

上記特別控除額表中(3)～(6)の控除を受けようとする場合は次の書類を提出してください。

※(3)の障がいのある人とは、別表4に定めるものをいい、確認書類としては手帳の写しまたは医師等による証明書が必要です。

※(4)の長期療養とは申請時に6か月以上の長期療養中もしくは6か月以上の長期療養が見込まれる人で、医師等の証明書及び経常的に支出している金額の証明書が必要です。なお、健康保険や損害賠償で補填される金額は除きます。また、障害のある人の更生医療費に該当する支出については「長期に療養を要する人」の控除もあわせて控除することができます。

※(5)主たる生計維持者が別居していることを確認できる書類(アパート等賃貸借契約書の写し等)が必要です。

※(6)火災・風水害・盗難等の被害を受けた証明書及び被害の復旧に要した金額を証明できる領収書等が必要です。なお、健康保険や損害賠償で補填される金額は除きます。

別表4 「障がいのある人」

(1)	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障がい者手帳の交付を受けた者又は交付を申請中である者
(2)	公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和49年政令第295号）第10条に規定する指定疾病の種類に応じて環境大臣が定める基準に該当する者
(3)	原子爆弾によって被爆した者及びその子女で身体の機能に障がいのある者
(4)	医師等が精神上の障がいにより事理を弁識する能力を欠く常況にあると証明する者又は児童相談所、知的障がい者の更生相談所、精神衛生福祉センター若しくは精神衛生鑑定医の判定により知的障がいがある者であることが明らかな者
(5)	常に就床を要し、介護されなければ自分で排せつできない程度以上の者で、6月程度以上状況が継続している事実が明らかな者
(6)	戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により、戦傷病者手帳の交付を受けている者又は交付を申請中である者
(7)	身体障害者福祉法別表に掲げる身体上の障がいがあることが明らかな者

